

公立大学法人和歌山県立医科大学

年度計画

【令和5年度】

和歌山県立医科大学



目 次

第 1	年度計画の期間及び教育研究上の基本組織	
1	年度計画の期間	1
2	教育研究上の基本組織	1
第 2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
2	研究に関する目標を達成するための措置	8
3	診療に関する目標を達成するための措置	10
4	国際化に関する目標を達成するための措置	15
第 3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	15
2	研究に関する目標を達成するための措置	16
3	診療に関する目標を達成するための措置	17
4	地域の活性化に関する目標を達成するための措置	19
第 4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
1	法人運営の強化に関する目標を達成するための措置	19
2	人事の適正化・人材育成等に関する目標を達成するための措置	19
3	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	20
第 5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1	財務内容の健全化に関する目標を達成するための措置	21
2	自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	21
3	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	22
4	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	22
第 6	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	23
2	情報公開及び情報発信に関する目標を達成するための措置	23
第 7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	
1	施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	24
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	24
3	法令・倫理等の遵守に関する目標を達成するための措置	24
4	基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置	25
第 8	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	26
第 9	短期借入金の限度額	26
第 10	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	26
第 11	剰余金の使途	26
第 12	その他	
1	施設及び設備に関する計画	26
2	人事に関する計画	26
3	積立金の使途	26
	(別紙) 予算、収支計画及び資金計画	28
	(別表) 教育研究上の基本組織	31

—年度計画記載上の注意事項—

番号設定

- ・年度目標の項目の細列は、次のような順序としている。

第1 1 (1) ア a

第2 2 (2) イ b

第3 3 (3) ウ c

- ・細小項目の頭番号（ア、イ、ウ など）は、中期計画の項目番号と対応している。
ただし、中期計画において項目番号を用いていない事項について、対応する年度計画の事項数が1であれば番号を用いず、2以上であれば英文字（a、b、c など）のみとしている。

第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 年度計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

別表に記載する学部、研究科及び専攻科を置く。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置

○令和5年度の学生収容定員は別表のとおり

<共通>

ア 【3ポリシーの検証・見直し】

- a 医学教育モデル・コア・カリキュラムの改定に伴い、医学部卒業時コンピテンスと各授業の修学によるコンピテンスとの整合性を検証し、3ポリシーの見直しを行う。(医学部)
- b 教授会等において、入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)の検証・見直しを行う。(保健看護学部)

イ 【入学者選抜】

- a 入試の成績、入学後の教養・基礎・臨床と国家試験の合格者との成績を学生毎に経時的推移の基礎的なデータ作成を行い、成績不振者の特性を解析する。
また、県内において不足する診療科の医師を育成するための入学者選抜については、入試結果を踏まえ、選抜方法を検証する。(医学部)
- b 入学選抜試験の形態別に学部課程における成績を追跡調査し、学部課程における成績に係わる要因解析をし、入試制度改革に伴う入学試験の選抜方法の検証を行う。(保健看護学部)
- c 入学試験の選抜方法の検討改善に資するよう、入試データを整理し、検証方法について引き続き検討する。(薬学部)

ウ 【人材の獲得】

- a 高校の進路指導部長等を対象とした大学説明会や県内高校の校長・教育委員会との情報交換会を開催する。また、オープンキャンパスの開催、予備校等の医学部説明会への参加、高校訪問、広告媒体への出稿等を通じ、受験生や保護者に対して積極的にPR活動を実施するとともに、インターネット出願を導入し、受験生の利便性を向上させることにより、優秀な志願者の増加を図る。
また、医学部生を対象に大学院準備課程についての説明会を開催し、3年次の基礎配属で実習を通して研究マインドを涵養し、大学院準備課程への登録を促し、大学院進学者の増加を図る。(医学部)

b 高校等から質の高い人材を獲得するため、大学説明会、オープンキャンパスや高校訪問を通じて本学の教育方針や教育環境、取組等の周知を行う。

また、インターネット出願を導入し、受験生の利便性を向上させることにより、志願者の増加を図る。(保健看護学部)

c アドミッション・ポリシーに合致する学生の確保のため、大学説明会やオープンキャンパス等を通じ積極的な広報活動に取り組む。

また、インターネット出願を導入し、受験生の利便性を向上させることにより、志願者の増加を図る。(薬学部)

エ 【一貫教育の実施】

a 教養教育、基礎医学、臨床医学の各教育分野や卒業教育において、一貫した教育方針に基づく統合的な教育を実践するためのカリキュラム改善を図る。

また、基礎医学の講義において臨床の視点から講義するなど、関連性を意識できるような授業を行う。(医学部)

b 県高等学校長会、私立中学高等学校協会との懇談会を実施するなど、県内高校などと教育面での連携を強化し、また、卒業教育として、附属病院看護部との協議・交流を実施する。(保健看護学部)

c 一貫教育の視点により、シームレスな教育実現に向け、入学前としては高校訪問時に薬学の魅力を紹介し、在学中はカリキュラム及びディプロマの2ポリシーに則り薬学教育を行い、卒業後は卒業研修により地域で活躍できる薬剤師を養成する。(薬学部)

オ 【高大接続】

国及び他大学の動向を把握しながら、3学部による入試制度検討委員会を定期的に開催する。また、学力の3要素を多面的に評価するため県高等学校長会や県教育委員会等との連携強化を図る。

カ 【学部・大学院連携】

多様な履修形態の導入を目的に開始した「医学部・大学院医学研究科博士課程履修プログラム」について学部生への周知を図り、大学院準備課程（いわゆる M. D-Ph. D コース）の登録を促す。

キ 【卒業後の実態調査】

a 同窓会や卒業臨床研修センター等と連携を図り、医学部卒業生の実態を把握し、カリキュラム作成に反映させる。(医学部)

b 附属病院看護部、同窓会と連携を図り、卒業生の実態を把握し、教育プログラムの検証を行う。(保健看護学部・助産学専攻科)

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
大学院準備課程への参加・登録学生数	60人	60人

<学部教育>

ア 【倫理等のマインド教育】

a 1年次から患者及び家族と触れ合い、精神的・肉体的弱者の心に共感できる能力を育成するとともに、能動的に体験できる場を提供し、体験実習を通してケアマインド、コミュニケーション能力を向上させる取組を継続する。

また、ハラスメント防止に関する意識を向上させる取組を行う。(医学部)

b 医療人として必要な倫理観、コミュニケーション、ケアマインドを育成するため、医学部、薬学部との共通講義及び1年次の早期体験学習をはじめ2年次の統合実習Ⅰ、4年次の統合実習Ⅱで参加型実習等を実施する。

また、ハラスメント防止に関する意識を向上させる取組を行う。(保健看護学部)

- c 1年次において、カリキュラム・ポリシーで定める医療人としての必要な倫理観、共感的態度、コミュニケーション能力、ケア・マインドの育成を進める。

また、学生が高い倫理感・人権意識を身につけるよう、人権尊重やハラスメント防止意識向上に繋がる取組を行う。(薬学部)

イ 【専門知識・技術の教授】

- a 1年次では教養セミナー（PBL形式）、4年次では臨床PBLと講義をハイブリッド形式で行い、臨床実習中においては、問題解決能力をつけるため、学生カルテの記載の充実を図る。また、感染拡大等により実習の縮小を余儀なくされる場合でも、VR技術の活用などにより、実践的な学修効果が得られる教育プランを構築する。3年次の基礎配属実習及び6年次の選択実習については、学外、海外の施設から選択を可能にする。

また、地域医療の現状を理解させる取組として、地域医療に関する講義、早期体験実習、病棟実習及び県内各施設での体験実習を行う。

英語教育を充実させるため、TOEFL受験を必修とし、TOEFL-ITPで470点以上を3年次終了までに獲得させるとともに、講義などにおいても積極的に英語による指導を行う。

また、令和5年度から共用試験が公的化されることに伴い、CBT及びOSCEの成績への影響を検証する。

さらに、国際認証を更新するため、国際基準に基づく医学教育分野別評価（2巡目）を11月に受審する。(医学部)

- b 高度医療人の育成のため、教育課程の「教養と人間学の領域」で、主体的に学習する能力、問題解決能力、総合能力を養うことを目的に、少人数による学習を行う。(保健看護学部)
- c 3年次生に対して研究室配属を行い、1年次の基礎実習、2年次の専門実習で学んだ知識や技術を活かし、薬剤師や研究者に必要な研究マインドの養成を行う。(薬学部)

ウ 【カリキュラム】

- a 医学教育モデル・コア・カリキュラムの改定に伴い、医学部卒業時コンピテンスと各授業の修学によるコンピテンスとの整合性を検証し、質の高い医療人を養成するための、独自カリキュラムの構築を検討する。(医学部)
- b 令和2年度及び令和3年度改編済みの新カリキュラムにおける学生の目標到達度を検証する。(保健看護学部)
- c 医学部や保健看護学部と連携した講義を行い、ディプロマポリシーに合致した医療人の育成に努める。(薬学部)

エ 【成績評価】

- a 進級試験、卒業試験の成績の解析を行い、担当教員にフィードバックするとともに、卒業試験では正答率、識別指数から不適正問題を排除することにより、適正な成績評価を行う環境を整える。また、共用試験の分野別の試験成績から、分野毎の修学状況を評価して、各科にフィードバックすることで教育内容の改善を図る。

成績評価及び試験問題の作成については、FD研修会を毎年行い、教員の参加を促進することで問題作成能力の改善を行う。

学生による授業・試験の評価及び授業方法の第三者評価により授業の質を適正に評価し、評価結果を本人及び所属長（教授）にフィードバックするとともに、優れた授業の実施により教育実績をあげた教員を顕彰することで、教育に対する積極的な姿勢を促す制度を継続する。(医学部)

- b 講師以上の教員が参加する教授会において、進級及び卒業の判定を審議する。(保健看護学部)
- c 研修を通じて成績評価が適切になされるよう教員を支援する。(薬学部)

オ 【国家試験】

- a 学生に対する卒業試験後の個別支援を行うとともに、卒業試験と国家試験の成績の相関を分析し、FD 研修会で今後の教育上の問題等を学内教員へフィードバックする。(医学部)
- b 高い国家試験合格率を維持するため、担任及びゼミ担当教員を中心にした学習支援を行う。(保健看護学部)

カ 【多職種連携教育】

- a 保健看護学部、医学部及び薬学部との共通講義や多職種間教育を充実し、臨床実習においてチーム医療に参加できる体制を整えることで、卒業後にチーム医療に円滑に移行できるようにする取組を継続する。(医学部)
- b 多職種間教育を充実し、医学部と薬学部との共通講義を進める。(保健看護学部)
- c 3学部の共通講義等により多職種連携、チーム医療の重要性の理解・修得を図る。(薬学部)

キ 【実習】

- a 教育の方法、実習形態の変化に適応した教務分担を行うとともに、学外の病院においても臨床教授等の称号を付与し指導体制の更なる充実を図る。
救急・集中治療医学、紀北分院、学外病院実習において総合的臨床能力を育成するとともに、臨床実習において臨床推論を高めさせる教育体系を継続する。
臨床実習における基本的臨床技能を身に付けさせるため、スキルスラボに臨床実習用備品を整備する。
また、臨床実習開始前に学生の能力と適性を厳正に評価し、Student Doctor の称号を授与するとともに、診療参加型臨床実習を継続する。(医学部)
- b 附属病院での臨床教育教授等を配置する。また、自主カリキュラムでの地域実習を積極的に進める。(保健看護学部)
- c 医療教育企画室を中心に、「病院・薬局実習」の実施計画、実施体制の構築を進める。(薬学部)

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
新卒者の医師国家試験合格率	96.0%以上	96.0%以上
新卒者の看護師国家試験合格率	100%	100%
新卒者の保健師国家試験合格率	全員合格	全員合格

<大学院教育>

ア 【修士課程・博士前期課程】

- a 医科学研究を行う上の基本的な実験・研究方法を学び、学生の研究目的に沿った実験方法を身に付けることができる「医科学研究法概論」の講義を行うとともに、学生の志望科目についての講義・演習により、高度な専門的知識の習得を図る。
また、「医科学研究法概論」に引き続き研究者の倫理についての講義を盛り込む。(医学研究科)
- b 学生個々の関心に対応した選択ができるよう、共通科目と健康科学領域、基盤看護学領域、生活・地域保健学領域で40以上の授業科目を開設するとともに、論文公開発表会を開催するなど、能力の向上を図る。また、専門職に求められる倫理観の高揚を図るため、学生に対しヘルスケアエシックス科目の積極的な受講を勧める。
大学院説明会を開催し、入学前から学修意欲の向上を図る。(保健看護学研究科)

イ 【博士課程・博士後期課程】

a 修士課程と共通の医科学研究法概論及び学内外の第一線で活躍する講師による各講座の枠を超えた高度先進的、分野横断的な特別講義を行う。

また、大学院入学者の充足率が継続的に100%になるよう、医学研究科委員会等で臨床教室と基礎教室とが連携して大学院生を養成する方法を通じて学内に募集を働きかけていくとともに、海外学生に対して案内するなど、多方面にわたり募集を行っていく。(医学研究科)

b 高度な知識を有し、地域に貢献できる教育者・研究者を育成するため、特別講義等を行う。
(保健看護学研究科)

ウ 【成果発表・留学支援】

a 大学院生が対象となる研究助成制度や学会の開催情報を周知するとともに、国際学会の発表数が減少していることに対しては、医学研究科委員会等で現状を周知するとともに、調査及び各教室への働きかけを行う。(医学研究科)

b 大学院生が対象となる研究助成制度や学会の開催情報を周知するとともに、国際的学会誌等への発表を奨励する。(保健看護学研究科)

エ 【研究能力の養成・支援】

a 問題発見能力及び解決に至る企画立案能力を養うため、所属教室による指導に加えて共通講義や特別講義を行い、基本的な研究方法及び専門知識・技術の修得を図る。

また、修士課程では論文公開発表会、博士課程では研究討議会を開催し、能力の向上を図る。若手研究者の育成支援として、学位取得後も研究を継続できる環境を整える。(医学研究科)

b 問題発見能力及び解決に至る企画立案能力を養うため、専門領域における指導教員の指導に加えて共通講義や特別講義を行う。また、学位取得後のキャリア形成における支援策を検討する。
(保健看護学研究科)

オ 【研究指導】

a 教育目標及び研究目標を記載した「大学院学生要覧」及び「研究指導計画」に基づき研究指導を行うとともに、幅広い分野から講師を招いた特別講義を実施する。また、大学院独自の教員FD研修会を実施する。(医学研究科)

b 研究に対する教育目標を明確に記載したシラバスに基づきながらも、各個人に対応した特徴のある研究を行えるよう指導教員が中心となって指導する。

また、情報交換あるいは教育方法の改善のために教員FD研修会では幅広い分野から講師を招く。さらに、臨床研究センターの活用と国際交流を積極的に進める。(保健看護学研究科)

カ 【評価・顕彰】

学会誌等に掲載されたものの中から優れた研究等を選定し、名誉教授会賞・名誉教授会奨励賞に推薦する。

キ 【大学院の改組】

令和6年度の大学院改組に向けて、新研究科設置認可を受けるための業務や現大学院での課題の検討を進めるとともに、学内外での理解を得るためシンポジウムなどを開催し、円滑に新研究科の運営が開始できるよう準備を行う。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
論文発表数	60本 (令和5年度)	60本
国際学会発表数	83回 (令和5年度)	83回

<専攻科教育>

ア 【人材育成】

助産師として問題解決能力を有する人材を育成するため、判定会議による助産師課程修了時の到達度を検証するとともに、それに基づく改善策を検討する。

イ 【教育課程】

助産師として必要な基礎的知識・技術を主体的かつ意欲的に修得できるように教育媒体(DVD等)を活用する。学生へのアンケート調査を行い、教育課程の改善策を検討する。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
新卒者の助産師国家試験合格率	全員合格	全員合格

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 【教職員配置】

a 教育の方法、実習形態の変化に適応した適正な教員配置を行うとともに、学外からも幅広い分野の優れた教員を招致し講義を実施する。また、臨床実習では学外の病院において臨床教授等の称号を付与し指導体制の更なる充実を図る。

さらに、教養部門の一元化については、教育研究開発センターに教養教育部門を組織しており、各学部の教養カリキュラムの実施体制の検討及び講義・講師の調整等を行う。(医学部)

b 教育の方法、保健医療ニーズの変化に対応した適正な教員配置を行うとともに、学外からも幅広い分野の優れた教員を招致し講義を実施する。

さらに、教育研究開発センターの教養教育部門や他学部と連携して、教養教育の充実に努める。(保健看護学部)

c 教育の方法、専門分野に適応した適正な教員配置を行うとともに、学外からも幅広い分野の優れた教員を招致し講義を実施する。

さらに、教育研究開発センターの教養教育部門や他学部と連携して、教養教育の充実に努める。(薬学部)

イ 【教育活動に対する評価】

a 学生による授業・試験の評価及び授業方法の第三者評価により授業の質を適正に評価し、評価結果を本人及び所属長(教授)にフィードバックするとともに、優れた授業の実施により教育実績をあげた教員を顕彰することで、教育に対する積極的な姿勢を促す制度を継続する。(医学部)

b 教育方法と教育者の資質向上を図るため、教員相互の授業参観や学生による授業評価を行う。さらにFD委員会による研修会や講演会を開催する。(保健看護学部)

c 薬学部FD委員会を中心に、教育方法と教育者の資質向上を図るとともに、学生による教育活動評価により授業の改善に努める。(薬学部)

ウ 【図書館機能】

図書館資料について電子コンテンツの強化を図り、教員の教育活動や学生の学修を支援するための最適な蔵書を構築する。また、開設した機関リポジトリのコンテンツ充実を図る。

エ 【図書館の利便性】

3学部で展開している図書館利用サービスについて、学修・研究支援の面で利用格差のない支援体制を整える。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
単行書年間購入冊数	540冊	540冊

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 【支援体制】

- a 各学生に担任教員を配置し、各クラブには新入生をサポートする学生（メンター）を配置するとともに、学生部長にメールで相談できる「相談ホットライン」を設置する。加えて、健康管理センターでの臨床心理士等によるカウンセリングを誘導する。

なお、学修、健康について特に問題のある学生に対しては、担任及び学生部長が面談を実施する。

また、学長ランチミーティング、クラブ活動支援は引き続き実施する。

さらに、学生の学修や生活面も含めた実態調査を行い、支援体制の充実につなげる。（医学部）

- b 教員が学生からの学習、健康、生活面の相談を受けるための担任制とオフィスアワー制度を継続するとともに、学生に対するカウンセリングを行う学生相談を継続する。

留年者に対しては、担任が面接を行い、学習、生活面を支援する。

Web を利用したシラバス公開、履修登録や成績通知等による学生の利便性向上、事務の効率化、学生情報を集積・一元管理できる全学統一の教務学務システムを運用する。

さらに、学生の学修や生活面も含めた実態調査を行い、支援体制の充実につなげる。

（保健看護学部）

- c 1年生、2年生に担任を配置する。学生生活や健康に関する悩み事については、担任教員、薬学部教務学生委員会の担当教員、事務室の教学班長、外部カウンセラーを相談窓口として広く対応する。

学修、健康について特に問題のある学生に対しては、担任及び学部長が面談を実施する。

Web を利用した履修登録や成績通知等による学生の利便性向上、事務の効率化、学生情報を集積・一元管理できる全学統一の教務学務システムを運用する。

さらに、学生の学修や生活面も含めた実態調査を行い、支援体制の充実につなげる。（薬学部）

イ 【留学生等の修学環境整備】

- a 留学生が所属する研究室・領域を通じて、研究活動や学生生活に必要な情報提供を行うとともに、障害のある学生が安心して修学できる環境について検討する。（医学部）

- b 教授会等で留学生、障害のある学生などが安心して修学できる環境を検討する。（保健看護学部）

- c 留学生や障害のある学生など適切な支援が必要な学生に対しての支援策について検討・実施する。（薬学部）

ウ 【大学院生の修学環境整備】

研究環境を充実させる支援策として、講義の録画配信・海外留学生向け英語版資料の作成（医学研究科）、昼夜開講制（保健看護学研究科）及び長期履修制度を実施する。

また、ティーチングアシスタント（T・A、授業助手）制度による経済的支援を行う。

さらに、医学研究科においては、大学院生の研究専念時間の確保について実態調査を行い、その結果を踏まえ、研究科長から十分な配慮を要請する。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
医学部における留年者数（全学年）	15人以下／年	15人以下

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び成果等に関する目標を達成するための措置

ア 【研究活動】

次世代医療研究センターを拠点に研究を活性化し、基礎研究の充実を図るとともに、臨床研究センターを活用しながら、質の高い臨床研究を推進する。

イ 【論文発表】

臨床研究センターを核に研究支援や英語原著論文の作成支援を行うとともに、学術論文奨励賞や次世代リーダー賞・若手研究奨励賞の授与により若手研究者等の論文発表を奨励する。

ウ 【学会発表等】

研究活動の活性化を図り、国内外の学会での発表を促進する。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
PubMed 収録の英語原著論文発表件数 （筆頭著者）	平成28年度比15%増 （令和5年度）	202本
特定臨床研究論文数（過去3年間） ※臨床研究中核病院承認要件	45件以上／3年	45件以上／3年
医師主導治験件数（過去3年間） 又は 医薬品・医療機器等を用い、介入・侵襲を伴う臨床研究件数（過去3年間） ※臨床研究中核病院承認要件	4件以上／3年 又は 80件以上／3年	4件以上／3年 又は 80件以上／3年
外部の特定臨床研究に対する支援件数 （過去1年間） ※臨床研究中核病院承認要件	15件以上／年	15件以上／年
共同研究・受託研究の契約件数	平成28年度比15%増 （令和5年度）	74件
治験実施症例件数	毎年10%増	毎年10%増

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 【研究体制の整備】

バイオメディカルサイエンスセンターにおいて、バイオバンク事業及び解析受託事業を行うことにより、先進的なゲノム医療や医薬品共同研究等の推進を図る。

また、基礎系医学のさらなる研究活性化のため、機器の整備等により、研究環境の改善を図る。

イ 【臨床研究・治験】

臨床研究の活性化を図るため、臨床研究センターを核に、質の高い臨床研究や治験を推進し、本学及び他の医療機関が実施する研究に対する総合的支援を行う。

ウ 【共同利用施設】

- a 共同利用施設の研究機器及び備品を計画的かつ効果的に整備する。
- b 伏虎共同利用施設の研究機器施設・動物実験施設において、研究機器及び備品の学内共同利用を促進する。また、利用方法等について協議の上、必要事項を周知し、学内研究者が使いやすい施設運営を心がける。(薬学部)

エ 【組織横断型の研究】

医学部、薬学部、保健看護学部の枠や領域の枠を超えて連携する組織横断型のプロジェクト研究等を対象に助成を行い、優れた学術研究を行っている研究者や次世代を担う若手研究者への支援を実施する。

オ 【研究企画支援組織（URA（University Research Administrator）組織）の設置】

URA と研究活動を推進する事務局により、医薬看3学部及び産官学の連携拠点である次世代医療研究センターやバイオメディカルサイエンスセンターの運営等を支援するとともに、医薬看3学部による連携のための橋渡しに取り組むことで、学内外の研究者の連携を促進し、研究活動の活性化を図る。

カ 【外部資金の獲得】

- a 科学研究費等の獲得件数、獲得額の増加に向けて、引き続き、How to get 科研費セミナーや若手研究者向け科研費セミナーの開催、科学研究費応募書類の作成支援を実施するとともに、特に科学研究費が採択されなかった研究者に対して研究計画調書の作成支援を行う。
- b 民間企業、大学等の研究機関と連携を図り、共同研究、受託研究を推進し、研究の活性化を図る。
治験施設支援機関(SMO)からの情報収集に基づき診療科に新規企業治験の紹介を行うとともに、県内外の医療機関との連携により被験者確保を推進し、治験の活性化を図る。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
特許出願件数	25件／6年間累計	4件
特許実施等件数	6件／6年間累計	1件
競争的資金への教員応募率	100% (令和5年度)	100%
競争的資金の獲得件数	平成29年度比15%増 (令和5年度)	239件以上
競争的資金の獲得額 (科学研究費助成事業、AMED)	基準値の15%増 (令和5年度)	409,535千円以上

3 診療に関する目標を達成するための措置

(1) 診療の充実及び実践に関する目標を達成するための措置

<共通>

【本院分院の役割・交流】

- a 全職種において、附属病院と紀北分院の職員交流を行う。
- b 本院と協調して、脊椎ケア・眼科診療等の先進的医療の充実を図る。
また、認知症の鑑別診断、治療、地域療養との連携をシームレスに行う体制を整備する。

<附属病院本院>

ア 【先進的医療の推進】

臨床研究の活性化を図るため、臨床研究センターを核とした総合的な研究支援を実施し、臨床研究実施件数の拡充を図るとともに、医師主導治験を含む治験を推進する。

また、治験施設支援機関（SMO）からの情報収集に基づく診療科への新規治験の紹介や県内外の医療機関との連携による治験の推進、ネットワーク参加施設への研究実施支援や研究者等の教育の実施などを通じて、地域住民に先進的な医療を提供できる体制づくりを進める。

イ 【先端医療機器】

理事会及び診療備品整備委員会の方針に基づき、最先端の医療技術を提供できるよう、先端医療機器の新規導入及び更新時期を迎えた機器の最新機器への更新を行う。

また、将来の地域における医療需要を踏まえ、医療機器整備の適正規模の検討を行う。

ウ 【医療情報システム】

安全な診療継続のため、最新のサイバーセキュリティ対策等に関する情報収集に努め、医療情報システムを構成する一連の情報を適切に管理・保全する措置を講じる。

エ 【医療安全・感染制御】

- a 医療安全監査委員会、特定機能病院間の相互チェック（ピアレビュー）による指摘事項の改善に努め、医療安全管理体制を強化するとともに、ガバナンスの確保を図る。
- b 医療事故調査制度に基づく医療事故調査会の精度を高め、再発防止を図る。
- c 特定機能病院としての水準を満たす研修会を開催し、主要研修の受講率の向上をめざす。
- d 微生物検出状況や抗菌薬処方に関するデータを収集分析し、抗菌薬適正使用の更なる推進を図る。

研修会、インфекションマネージャー会を開催し、各所属における感染制御活動を支援する。

県内関連施設とのカンファレンスと相互チェックを実施し、連携強化を図る。また相談やアウトブレイク施設に対する支援を行い、感染制御の質向上に貢献する。

オ 【医療サービス】

- a 患者満足度調査結果及び患者ご意見箱の意見や患者相談窓口において相談される内容について患者のニーズの把握を行い、関係部署と連携して改善すべき点について検討を行い改善対策に取り組む。

また、満足度の高い診察への評価を下げることなく、外来診療や会計の待ち時間の短縮に努める。

b 患者相談窓口のブラッシュアップを図るために患者アンケート回収数を増加するための方策を検討し、窓口業務の評価、さらなる改善を目指すとともに、脳卒中相談窓口を新たに設置し、患者、家族からの相談に対し、専門の医師、看護師、MSW、セラピスト、薬剤師、栄養士が対応する体制を整える。

また、PFM 体制については、数的評価を行い、さらなる改善を目指す。

さらに、周術期外来での対象診療科を拡大し、患者が安心して安全な手術を受けられるようにするとともに、各科外来医師のタスク・シフト/シェアにつなげる。

カ 【がん対策】

がんの診療体制を充実させるとともに、「がんゲノム医療連携病院」としてがんゲノム医療の推進を図る。

膵がんセンターを活用し、膵がんの早期発見を推進し、膵がんの治療成績の向上を図る。

県内の医療従事者に対する緩和ケア研修を実施するなど、県内における緩和ケアの医療水準の向上を図る。

5大がん地域連携クリティカルパスを活用した病診連携を促進させるため、医師及び患者双方にとって利用しやすいパスへの改訂作業を進めるとともに、利用について地域の医療機関に対し働きかけを行う。

キ 【各種基幹病院としての役割】

- ・県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、緊急母体搬送の受け入れ及び新生児搬送用ドクターカーの運用を24時間体制にすることで、昼夜を問わず、ハイリスクの妊婦や新生児の受け入れを行う。
- ・小児医療センターとして引き続き、総合周産期母子医療センター及び各診療科との連携の強化を図り、小児患者を一括して治療する体制の維持強化に務めるとともに小児の高度専門医療体制の提供を強化する。
- ・和歌山県ドクターヘリの基地病院としての機能維持を図るため、フライトドクター、フライトナースの人材の確保に努める。
- ・高度救命救急センターとしての機能を十分に果たすため、救急専門医の資格を持つ医師の確保・養成に努める。また、汎用画像診断装置用プログラム「Join」を活用し、緊急手術が必要な患者の情報をいち早く医師同士で共有し、迅速な治療方針の決定に役立てる。
- ・エイズ診療中核拠点病院、肝疾患診療連携拠点病院、また肝疾患相談支援センターについても機能の周知を図るため公開講座等を開催し、また行政や他の医療機関との連携を強化する。
- ・災害時に病院機能を維持できるよう、研修・訓練を実施するとともに、BCPや災害対策マニュアルの見直しを継続し、災害用備蓄生活用品等についても計画的に整備する。

ク 【認知症対策】

- ・「高齢者・認知症ケアサポートチーム」が中心となって、入院時認知症スクリーニング結果をもとに、認知症患者の治療や安全・安心な療養生活の支援を引き続き行っていく。
- ・県民ニーズを適切に把握し市民の求めるニーズに合った講演テーマを設定し、広く広報を行うことでより多くの参加者につなげる。
- ・基幹型の認知症疾患医療センターとして、各センターの事業評価や課題抽出を行い、県全域の中核的な拠点としての役割を果たしていく。

ケ 【精神科を有する総合病院としての役割】

救急搬送された自殺未遂者のうち、精神医学的な評価が必要とされた場合に神経精神科が救急集中治療部と連携し、再度の自殺企図の防止を支援する。

引き続き、県内の精神身体合併症治療（結核を除く。）の中心的機関として、身体疾患を合併した精神疾患患者、脳器質性の精神疾患患者に加えて、児童思春期の精神疾患などを積極的に受け入れる。

また、精神疾患を合併した妊産婦に対する診療連携の強化、拡充を図り、妊産婦のメンタルヘルス対策をさらに充実させる。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
診察待ち時間及び診察後の支払いまでの待ち時間に関する満足度（患者満足度調査） ※不満（「やや不満」＋「不満」）と感 じている人の割合	診察待ち時間 18.0% 支払いまでの待ち時間 13.0% (令和5年度)	診察待ち時間 18.0% 支払いまでの待ち時間 13.0%
医療安全研修会未受講者率	0.5%以下 (令和5年度)	0.5%以下
院内感染予防対策研修会未受講者率	0.5%以下 (令和5年度)	0.5%以下

<紀北分院>

ア 【紀北分院が提供する医療】

a 本院の地域医療支援センターと協力を強化しつつ、和歌山県総合診療専門研修プログラムの運営を継続し、学生・研修医・総合診療専攻医への指導、情報提供を行っていく。特に分院でしか行うことのできない在宅医療について実施環境整備を行っていく。

また、「紀北分院活性化整備事業」として、新館建設や本館改修に向けた設計を実施し、地域の医療ニーズに対応した施設を整備する。

b 医療安全及び院内感染対策を推進するため、医療安全推進委員会及び感染防止対策委員会を中心に医療従事者の安全意識と感染防止の意識を向上させる。

c 患者に信頼される医療サービスを提供するため、医療従事者の意識の向上及びチーム医療の充実を図り、病院医療水準の向上を図る。

d 備品整備委員会の整備方針に基づき、診療備品の整備を図るとともに、将来の地域における医療需要を踏まえ、医療機器整備の適正規模の検討を行う。

イ 【紀北分院の地域における役割】

地域医療機関及び地域福祉施設、ケアマネージャーとの連携を強化し、円滑な患者の受入及び退院を図る。

また、「断らない医療」を推進するため、地元消防、医師会等との連携を強化し、救急受入と新患診受入の促進を図るとともに、感染症指定医療機関として、新型コロナウイルス感染症に引き続き対応していく。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
医療安全研修会未受講者率	1.0%以下 (令和5年度)	1.0%以下
院内感染予防対策研修会未受講者率	1.0%以下 (令和5年度)	1.0%以下
診察待ち時間に関する満足度（患者満足度調査） ※不満（「やや不満」＋「不満」）と感じている人の割合	10.0% (令和5年度)	10.0%

（２）教育機能等の充実にに関する目標を達成するための措置

ア 【卒後の教育・研修】

a 和歌山研修ネットワークを利用した研修医の受入に積極的に取り組むとともに、研修医の確保のため合同説明会に参加するなど初期研修プログラムについて積極的な広報を行う。加えて、本学の専門研修プログラムをアピールすることにより、専攻医の確保に努める。

研修初期から患者急変時に対応できる能力の習得を支援するため、臨床研修医に対する各種心肺蘇生講習会を開催するなど、専門診療能力及び総合診療能力を有する医師を育成するための講習会を開催する。

また、手術手技の経験と解剖学的知識の再確認を目的として、遺体を使用した外科解剖・手術手技研修を実施する。

b 学生実習に関する説明会及び振り返りを実施するとともに、保健看護学部教員と看護部臨床指導者の合同学習をおこない、よりよい実習につなげる。

また、看護部管理室と保健看護学部が連携し看護職員育成をすすめる。

イ 【総合診療医育成】

引き続き和歌山県総合診療専門研修プログラムの専攻医が地域医療のための必要な技能・知識を習得するためのスムーズな研修を行えるよう、研修医療施設と連携しつつ研修会、勉強会等を行っていくとともに、専攻医をリクルートしていく。学生、研修医、総合診療専攻医が効果的に在宅医療研修を行えるようにする。本院、特に地域医療支援センターとの連携を強化し、地域医療を担う若手医師のコミュニケーションを活性化する。

（３）病院運営に関する目標を達成するための措置

ア 【病院長のリーダーシップ】

病院長主宰による戦略会議を随時開催し、直面する経営課題について速やかに解決策を検討し実行していく。

イ 【紀北分院の経営】

認知症疾患医療センターを活用した病診連携を推進し、患者数の増加に努める。

ウ 【病院の質に関する指標の公表・改善】

クリニカルインディケータ（臨床指標）を分析、公表することで、医療の質の評価を行い、その向上を図る。

エ 【病院運営】

科長会等において、附属病院の患者数、病床稼働率、診療稼働額、医薬材料費等のデータを分析・報告するとともに、経営支援システムを活用し、診療報酬算定率の向上や診療科毎の状況を踏まえた改善支援など、病院収益の増加に向けきめ細かく取り組む。

また、附属病院の果たすべき役割、費用対効果並びに組織及び個人の業務量を総合的に検討し、業務の合理化と重点分野への効果的な配分により、収支バランスの取れた病院運営を行うため、部門別管理会計導入及び予実分析の実施の検討や、将来の医療需要を見据えた病院経営を行うため病院収入等の予測モデル構築に取り組む。

オ 【病院収入の増収】

地域単位でのシェア率を把握し、地域の医療機関へのアプローチ策の検討を行う。また、各診療科が経営的視点を持てるよう、診療科ヒアリングを行い、適切な入院期間を維持した上で病床利用率を下げることなく一人当たりの単価を高め、増収につなげる。

カ 【診療報酬制度】

- a 診療報酬の査定状況について、内容を分析し、医師及び診療報酬請求事務担当者と情報を共有し、査定率の縮減に取り組む。
- b 診療報酬未収金について、職員により発生の防止や早期回収に努めるとともに、回収困難な未収金については、弁護士法人に委託し、未収金残高の減少に努める。

キ 【医薬材料費】

医療材料及び医薬品については病院全体で価格交渉に取り組むとともに、特に医薬品については後発医薬品への切替、医療材料については統一や置き換えにより経費の抑制を図る。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
新外来患者数<附属病院本院>	27,300人 (令和5年度)	27,300人
逆紹介率<附属病院本院>	75.0% (令和5年度)	75.0%
病床稼働率(利用率) <附属病院本院>	88.7% (83.0%) (令和5年度)	88.7% (83.0%)
診療報酬査定率<附属病院本院>	外来 0.4% 入院 0.4% 全体 0.4% (令和5年度)	外来 0.40% 入院 0.40% 全体 0.40%
患者紹介率<紀北分院>	60.0% (令和5年度)	60.0%
逆紹介率<紀北分院>	50.0% (令和5年度)	50.0%

4 国際化に関する目標を達成するための措置

ア 【海外研修・海外留学】

- a 新入学時の案内や留学報告会の開催等により学生の参加意欲を高めるとともに、助成金の支給や研修の実施により支援を行う。アジアでの学生国際コンペへの参加を促進し、学生の国際的な視野を広げるとともに、アジア等への教職員の派遣について検討を行う。
- b 若手研究者に対し、海外派遣支援を行う。

イ 【海外からの研究者・学生の受入】

来日前の各種情報提供及び来日後の生活面のサポートなど、外国人の研究者、留学生の受入支援を行う。

ウ 【学術交流・学生交流】

- a 従来から交流を行っている海外の大学との学術交流・学生交流を計画的に実施するとともに、和歌山県・県内大学との連携により、国際交流の裾野を広げる。
- b 若手研究者が代表者として主催する国際シンポジウム等の開催に対して支援を行う。

エ 【国際的な医療水準向上への貢献】

国際的な学会へオンラインでの参加を推進するとともに、医療水準向上のため教職員を協定校等に派遣する。

第3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

ア 【優秀な人材の確保】

本学の教育・研究・診療面の各水準を高めるとともに、大学説明会、高校との情報交換会や高校訪問などの活動を通じ、本学の魅力をPRすることに加え、インターネット出願の導入により利便性向上を図り、優秀な人材の確保に繋げる。

また、医学部においては、県内の施設における体験実習等を通じて地域医療を理解する教育を実践するとともに、教育プログラムの検証・改善を行い、教育水準の向上につなげる。

保健看護学部においては、地域での実習や、複数地域において実施しているコホート研究を継続実施し、学生の参画を促して、地域医療に対する関心を高める教育を行う。

薬学部においては、優秀な人材を確保するため積極的にPRを実施する。また、県内の施設における体験実習等を通じて地域医療を理解する教育を実践する。

イ 【人材育成】

- a 指導医を養成する講習会を開催するなど県内臨床研修病院における研修医の指導体制を強化するとともに、専門研修プログラム説明会を開催して研修医への広報活動を実施する。
- b 新人看護職員研修と新人看護職員の1年間の実践報告会を企画・運営する。2年目以上の看護職員に対し、附属病院看護部クリニカルラダーに沿ったキャリア開発支援のための研修を計画的に実施する。また、ラボセンターなどを活用し、若手看護職を対象に技術習得支援等スキルアップ支援を行う。

ウ 【総合診療専門研修プログラム】

総合診療専門研修プログラムの充実及び広報活動に取り組む。

エ 【県民医療枠・地域医療枠のキャリア形成】

県民医療枠・地域医療枠学生に対して、地域医療や保健行政への早期体験として県内外の医療機関等において夏季実習を実施する。

また、県が作成したキャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムを活用し、県民医療枠・地域医療枠の学生及び医師が、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援を行う。

当院専門研修プログラムを継続的に見直し、研修医の県内定着に取り組む。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
採用臨床研修医の研修修了後県内定着率	修了者数の89.1% (令和5年度)	89.1%

2 研究に関する目標を達成するための措置

ア 【地域の保健医療課題解決のための研究】

次世代医療研究センターを拠点に研究を活性化し、基礎研究の充実を図るとともに、臨床研究センターを活用しながら、質の高い臨床研究を推進する。

イ 【産官学連携】

学外研究者や産業界との共同研究等、産官学連携を積極的に推進するとともに、県内企業との異業種交流を推進する。

ウ 【他大学協働の取組】

各々の専門分野で他大学との協働により、保健医療分野に関する共同研究を推進する。

エ 【研究成果の権利化】

知的財産に関する教員や学生の意識啓発を実施するとともに、権利化が見込めそうな研究課題を持つ研究者にヒアリングを行うことで研究成果の権利化を推進する。

オ 【技術移転】

発明の発掘、基礎研究段階からの知財化の推進に取り組み、研究成果の民間事業者等への技術移転を奨励する。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
共同研究の契約件数	平成28年度比15%増 (令和5年度)	41件

3 診療に関する目標を達成するための措置

ア 【地域医療水準の向上】

本県の中核的な医療機関として、以下の5疾病の取組を進めるとともに、地域の医療機関と連携し、医療水準の向上に努める。

がん：がんゲノム医療等、高度で先進的ながん診療を実施するとともに、膵がんセンターにおいて膵がんの早期発見及び治療成績の向上を図る。

脳卒中：脳卒中センターにおいて、専門的で高度な脳卒中医療を迅速かつ組織的に提供するとともに、引き続き脳卒中急性期医療において脳血管内治療や神経内視鏡手術などの低侵襲手術を行い、脳卒中患者の早期回復を実現する。

虚血性心疾患：低侵襲治療を推進する。また、循環器救急疾患における遠隔医療システムの活用を推進する。

糖尿病：定期的な合併症検索により糖尿病による合併症の発生と重症化予防を推進する。

精神疾患：うつ病の診療の充実を目指し、疾病予防教育、重症者の入院治療、中等症・軽症者の外来治療、寛解者のデイケア形式による復職支援プログラム、難治性患者への修正型電気けいれん療法を継続するとともに、反復経頭蓋磁気刺激治療を行う。

イ 【医療提供体制の充実】

a ・県内の救急病院をはじめとする他の医療機関及び消防機関との連携を深める。

・汎用画像診断装置用プログラム「Join」を活用した遠隔救急支援システムを運用し、3次救急医療機関である本院と公立の2次救急医療機関の間で救急患者のCT画像等を事前共有することで、県内の救急医療提供体制を強化する。

・県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、妊娠高血圧症候群、胎児発育不全、前置胎盤、多胎妊娠、超早産や合併症妊娠（糖尿病、甲状腺疾患など）などのハイリスク妊娠の管理及び分娩等を扱っていく。また、胎児の疾患についても早期発見につとめ、先天性疾患を持つ新生児及び超低出生体重児に対して高度で専門的な治療を行う。

また、県内の周産期体制の安定を目指し、新たに設置された寄附講座に産科婦人科医師の確保を図る。

b へき地医療拠点病院等に指導医や若手医師を配置することにより、県内のへき地医療を支援する。

ウ 【災害医療】

災害時に病院機能を維持できるよう、研修・訓練を実施するとともに、BCPや災害対策マニュアルの見直しを継続し、災害用備蓄生活用品等についても計画的に整備する。

エ 【医療機関連携】

a 紹介患者の診療をスムーズにすることを目的に予約センターでの予約方法を変更し、待ち時間短縮に努める。

また、経過報告書・最終報告書の目的を各診療科に周知し、返書率の低い診療科に対して継続的に返書率を調査することにより返書率の向上を図る。（附属病院本院）

b 地域医療連携室を核として、地域医療機関及び医師会との連携を強化し、紹介患者を積極的に受け入れるとともに、逆紹介の増加を促進する。

また、ゆめ病院に引き続き参画する。（紀北分院）

オ 【地域医療支援体制】

和歌山県医療対策協議会に参画し、県と協働しながら、県内の医師が不足する医療機関に県民医療枠及び地域医療枠医師等を適正配置することにより、地域の医療体制の充実に取り組む。

また、県の特定診療科医師確保研修資金貸与制度等を県民医療枠及び地域医療枠の学生に周知することにより、県内に不足している診療科の医師確保に努める。

カ 【遠隔医療支援システム等】

遠隔外来について、附属病院ホームページやチラシの院内掲示及び県民の友等の広報誌を通じて県民へ周知し、患者の利便性の向上を図る。

また、若手医師等に対して高水準な診療支援による医師のスキルアップを図る。

汎用画像診断装置用プログラム「Join」を活用した遠隔救急支援システムを運用し、3次救急医療機関である本院と公立の2救急医療機関の間で救急患者のCT画像等を事前共有することで、救急患者の受入を円滑に行う。

また、青洲リンクの更なる活用を図り、診療情報の共有による医療機関の連携を推進する。

キ 【地域医療連携】

青洲リンク PHR 機能の普及、ホットラインの周知、医療連携交流会等により、地域医療の連携を図る。

また、専門的な情報を発信することにより、地域の医療向上・推進を図る

ク 【地域医療のための教育・研修】

- a プライマリ・ケアに関するセミナーを開催し、地域の医療を担う総合診療能力を有する医師の育成に取り組む。

地域枠学生等を対象に総合的な診療能力を育成するため、地域医療に関する実習等を正規課程に位置づけ実施する。

また、地域医療人材養成拠点病院及び連携大学とともに、教育プログラムの開発及び教育拠点の構築を行う。

- b 地域医療機関、訪問看護ステーションの看護職員の知識向上のための研修を提供する。受け入れ研修が可能になれば、地域医療機関の看護師向け研修プログラムの提供を再開する。各医療機関の教育に関するニーズに応じた支援をおこなう。看護師特定行為研修については、安定した受講生の確保、輩出をはかる。

- c 紀北分院において、地域医療推進のため、医学部生、保健看護学部生に加え、その他の医療従事者養成学校生徒の研修受入や、職員等の研修を実施する。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
病診連携カンファレンス ＜附属病院本院＞	12回／年	12回／年
看護師の特定行為研修に係る指定を受けた区分別科目数＜附属病院本院＞	7区分以上	8区分（11行為）と 1パッケージ
病院群輪番制当直体制当番日の収容件数＜紀北分院＞	186件 （令和5年度）	186件
救急車搬送件数＜紀北分院＞	617件 （令和5年度）	617件

4 地域の活性化に関する目標を達成するための措置

ア 【研究成果の情報提供】

県民向けの「最新の医学・医療カンファレンス」及び地域医療関係者向けの「臨床・病理カンファレンス」を対面またはオンラインにより継続的に実施する。また、参加者の増加に向け、開催方法及び周知方法を工夫する。

イ 【生涯教育】

- a 小・中・高校生を対象に教員による出前授業を対面またはオンラインにより継続的に実施する。
- b 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら、地域住民を対象に、健康講座・出前講座を開催し、地域における疾病予防と感染予防に関する生涯教育を実施する。（紀北分院）

ウ 【地域の取組への参画】

行政が取り組む施策や検討会議等に参画することにより、地域の課題解決に寄与する。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
市民公開講座実施回数	9回 (令和5年度)	9回

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 法人運営の強化に関する目標を達成するための措置

ア 【ガバナンス体制】

理事会、経営審議会、教育研究審議会等の意思決定機関において、組織全体における問題意識の共有を図り、適切な進行管理と健全な運営管理体制を確立する。

イ 【中期計画の進捗管理体制の構築】

分野毎の執筆責任者・進捗管理者を中心に、計画の進捗状況の把握、実績報告の作成を行うとともに、次期中期計画の策定を行う。

また、経営改善計画をはじめとする関連計画とも連動することにより、中期計画及び年度計画を着実に実行する。

2 人事の適正化・人材育成等に関する目標を達成するための措置

(1) 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

【教職員の定数管理】

経営改善計画に基づく定数管理の枠組みの中で、任期付き職員等を含め適正な業務体制に取り組む。

また、令和6年度以降の教職員数について、医師の働き方改革、組織や業務の見直し等を踏まえ、健全な法人運営に資する定数管理を行う。

(2) 人材確保及び人材育成に関する目標を達成するための措置

ア 【法人経営に関する人材育成】

法人経営や病院経営に資する職員を育成するため、国、県、他大学への職員派遣を行うとともに、法人独自の階層別研修などにより、能力・資質向上を図る。

イ 【専門分野に関する人材育成】

長期的な視野に立った OJT の推進や専門研修の受講の支援により人材育成を行うとともに、外部からの人材を確保し、財務、広報、研究戦略等の専門的な能力を有する人材を配置する。

ウ 【男女共同参画】

評価制度に基づく公正な能力評価を実施し、男女共同参画の観点から、適性を有する職員の法人の意思決定や経営戦略等の立案過程への参画を促進する。

(3) 労働環境の向上に関する目標を達成するための措置

ア 【職場環境の整備】

柔軟な働き方の支援として、教育及び研究に携わる教員を対象に、裁量労働制を試行的に実施するとともに、育児・介護に係る制度の活用により、子育て等の支援、女性のキャリア継続支援を行う。

また、各職場へのヒアリングや医師等職務環境改善検討委員会での検討を通じて、年次有給休暇の取得促進や時間外労働の縮減等に取り組む。

イ 【安全な職場環境の推進】

各種健康診断の実施と職員の健康状態の把握、ストレスチェックを通じた職場環境改善、B型肝炎他各種ワクチン接種の実施による感染予防対策、各種相談・面談の実施による精神的なサポートにより、教職員の健康の保持増進、良好な職場環境の維持に努める。

また、新型コロナウイルス感染症に関して、国の方針に準じて、学内関係者と連携し、予防対策の継続に努める。

さらに、業務の効率化、健康管理データの活用により健康支援を行う体制を整える。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
男性の育児休業取得率	13.0% (令和5年度)	13.0%
年次有給休暇取得日数	10日/年 (令和5年)	10日/年
離職率(派遣除く)	4.0% (令和5年度)	4.0%

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

ア 【組織・業務の見直し】

新たな会計システム等の導入などにより、会計事務を中心に業務の効率化を図る。

また、タスクシフト・タスクシェアや医師の業務見直し等を計画的に行い、働き方改革を推進する。

イ 【学内情報ネットワークの統合】

大学内ネットワーク及びシステムの企画・管理、情報セキュリティ対策を実施するとともに、学内の各業務システム検討の支援や、基幹ネットワークの高速化、クラウド利用の拡大、業務のデジタル化に対応し情報システム関係業務の支援を行う。

第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 財務内容の健全化に関する目標を達成するための措置

【健全な法人運営の実施】

平成29年度に策定（令和2年度に時点修正）した「経営改善計画」について、これまでの取組成果を検証するとともに、計画を達成できていない取組に対する対応を検討する。

予算と月次決算や年次決算見込み等の予実分析を行い、その効果や進捗状況を検証し、取組内容の改善等、着実な実行を図るため、新たに部門別管理会計制度の導入に取り組む。

中長期の病院収入等の予測を踏まえ、次期中期計画期間における新たな経営計画の策定を進める。また、投資に対する効果を検証・分析するための新たな経営指標の導入や、経営が計画どおり進捗しているか判断・分析するために必要な貸借対照表・キャッシュフロー予算の導入を検討する。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
経常利益（薬学部除く）	4億円 (中期目標期間平均)	△11.2億円
借入金残高	70億円 (令和5年度末)	70億円
病院部門の人件費比率 (人件費/経常収益)	43.6% (令和5年度)	39.5%

2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【外部資金の獲得】

- a 科学研究費等の獲得件数、獲得額の増加に向けて、引き続き、How to get 科研費セミナーや若手研究者向け科研費セミナーの開催、科学研究費応募書類の作成支援を実施するとともに、特に科学研究費が採択されなかった研究者に対して研究計画調書の作成支援を行う。
- b 民間企業、大学等の研究機関と連携を図り、共同研究、受託研究を推進し、研究の活性化を図る。
治験施設支援機関(SMO)からの情報収集に基づき診療科に新規企業治験の紹介を行うとともに、県内外の医療機関との連携による被験者確保の推進し、治験の活性化を図る。
- c 青洲基金を広く一般に周知を行う。また、これまでの周知に加え、充当事業を通じて、さらなる周知を行い、新たな寄附金獲得に努めていく。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
<再掲> 競争的資金の獲得額 (科学研究費助成事業、AMED)	基準値の15%増 (令和5年度)	409,535千円以上
<再掲> 共同研究・受託研究の契約件数	平成28年度比15%増 (令和5年度)	74件
<再掲> 治験実施症例件数	毎年10%増	毎年10%増

3 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

ア 【管理的経費の節減】

郵送入札にかわり新たに電子入札システムを導入することで、入札参加機会を拡大し、競争性の確保や経費の節減に取り組む。

イ 【経費の抑制】

a 予算編成にあたり「経営改善計画」にもとづく人件費を含む経費の抑制策を着実に反映するとともに、既存事業の見直しにより予算配分の重点化・効率化を図る。

また、月次・中間決算や年次決算見込み、部門別等に予実分析を行い、経費抑制に係る取組の進捗管理を行うとともに、事業等の投資に対する効果の検証・分析を行うため、新たに部門別管理会計制度の導入に取り組む。

b 経営管理会議等を開催し、経営状況の情報共有と分析を行い、経費の抑制を図る。(紀北分院)

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
人件費(薬学部除く)	175億円 (令和5年度)	175億円

4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

ア 【資金運用】

収支計画を年間及び四半期毎に作成し、金融経済情勢の動向等を勘案しながら、債券を含めた余裕資金等の安全かつ効率的な運用を行う。

また、経営管理システムを構築し、将来的な資金推移を把握したうえで、より効率的な資金の運用ができるよう検討を進める。

イ 【資産管理】

建物の長寿命化のため適切な維持管理を行い、計画的に改修工事を実施する。

第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

ア 【自己点検・第三者評価】

地方独立行政法人法に基づく法人評価により示された結果を学内にフィードバックし、年度計画や業務運営の改善等に適切に反映させ、進捗管理者を中心に進捗管理を行うとともに、その反映状況を公表する。また、令和4年度に受審した学校教育法に基づく大学認証評価について、評価結果への対応を進める。

令和4年11月に受審した（公財）日本医療機能評価機構の病院機能評価事業における認定更新審査の結果をもとに、業務改善活動を継続して実施する。

医学教育分野別評価について、前回受審時に（一社）日本医学教育評価機構（JACME）から「改善が望まれる項目」、「部分的適合と評価された項目」とについて対策を実施し、令和5年11月の2巡目の受審までに改善を図る。

イ 【教育活動に対する評価】 <再掲>

- a 学生による授業・試験の評価及び授業方法の第三者評価により授業の質を適正に評価し、評価結果を本人及び所属長（教授）にフィードバックするとともに、優れた授業の実施により教育実績を上げた教員を顕彰することで、教育に対する積極的な姿勢を促す制度を継続する。（医学部）
- b 教育方法と教育者の資質向上を図るため、教員相互の授業参観や授業評価等を行うとともに、学生による授業評価を行う。さらにFD委員会による研修会や講演会を開催する。（保健看護学部）
- c 薬学部FD委員会を中心に、教育方法と教育者の資質向上を図るとともに、学生による教育活動評価により授業の改善に努める。（薬学部）

2 情報公開及び情報発信に関する目標を達成するための措置

ア 【情報公開】

県民に本学の取組等を身近に理解してもらうようにするため、大学の取組、財務・業務、審議会等の内容を報道機関への発表や、ホームページ等で積極的に公開する。

イ 【情報発信】

広報室が各所属と連携し、教育、研究及び診療等の成果について、記者発表やホームページで積極的に情報発信を行う。また、ホームページの情報発信・更新の迅速化に努める。

指標	中期計画目標値	令和5年度目標値
記者発表の実施回数	8回/年 (令和5年度)	8回/年

第7 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

ア 【施設・設備の検討】

大学・病院における診療環境等の変化に適切に対応できるように施設及び設備の整備を図る。

イ 【共同利用施設】 <再掲>

- a 共同利用施設の研究機器及び備品を計画的かつ効果的に整備する。
- b 伏虎共同利用施設の研究機器施設・動物実験施設において、研究機器及び備品の学内共同利用を促進する。また、利用方法等について協議の上、必要事項を周知し、学内研究者が使いやすい施設運営を心がける。(薬学部)

ウ 【医薬看共同研究施設】

次世代医療研究センターが効果的に運用されるよう、3学部で構成する運営委員会において、施設の効果的な使用・運用について協議を行い、有効活用に努める。

エ 【施設・設備の整備】

既存施設及び設備について、計画的に整備を行い、施設の機能維持を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

ア 【危機管理】

- a 危機事象への対応力を高めるため、危機管理体制を強化するとともに、当面の課題である新型コロナウイルス感染症への対策について対策本部を中心に総合的に推進する。
- b 不測の事態にも対応できるよう、救急、災害、防災、消防に関する訓練を実施する。(紀北分院)

イ 【情報セキュリティ対策】

- a 情報セキュリティを確保するため、セキュリティシステムの適切な運用を図るとともに、教職員に対し、セキュリティ情報の提供や情報リテラシー及びセキュリティ研修を行う。
- b 個人情報保護法並びに本学の規程及び安全管理措置要綱に基づき、個人情報の適正な取得及び保有個人情報の適正な管理・利用に努める。

3 法令・倫理等の遵守に関する目標を達成するための措置

【法令遵守】

公的研究費不正防止計画及び研究不正防止計画に基づき、コンプライアンス教育、研究倫理教育、研究費使用ルールを理解と遵守、研究データの適切な取扱いなどに取り組む。

「内部監査計画」に基づき事務局定期監査、研究費の定期監査、リスクアプローチ監査を実施する。

更に、公的研究費については「公的研究費不正防止計画」も踏まえ監査を実施する。

4 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置

ア 【人権教育】

学内の人権・同和対策推進協議会において研修計画を決定し、研究倫理や医療従事者等の人権問題について正しい知識を再確認させることにより、人権意識の向上を図る。

イ 【ハラスメント等の防止】

ハラスメント防止に関する研修を実施し、職員の意識高揚を図るほか、職員相談及び公益通報に関する周知を継続し、相談体制のさらなる充実に努める。

第8 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

第9 短期借入金の限度額

1 短期借入金の額 20億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

第10 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第12 その他

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・エネルギーセンター受配電設備 他更新	総額 4,885	補助金等収入 707 長期借入金収入 1,121
・医療機器等整備		目的積立金取崩収入 3,053
・紀北分院新棟整備		その他 4
・中央棟ファンコイル設備他更新		

2 人事に関する計画

- 経営改善計画に基づく定数管理の枠組みの中で、任期付き職員等を含め適正な業務体制に取り組む。

また、令和6年度以降の教職員数について、医師の働き方改革、組織や業務の見直し等を踏まえ、健全な法人運営に資する定数管理を行う。（再掲）

- 法人経営や病院経営に資する職員を育成するため、国、県、他大学への職員派遣を行うとともに、法人独自の階層別研修などにより、能力・資質向上を図る。（再掲）
- 評価制度に基づく公正な能力評価を実施し、男女共同参画の観点から、適性を有する職員の法人の意思決定や経営戦略等の立案過程への参画を促進する。（再掲）

3 積立金の使途

前期中期計画期間中に生じた積立金については、次の事業の財源に充てる。

- 薬学部開学に係る整備、運営

- ・紀北分院に係る新棟等の整備
- ・その他、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善

(別紙)
予 算

令和5年度予算

(単位：百万円)

区 分	金額
収 入	
運営費交付金	5,330
自己収入	35,639
授業料及び入学金、検定料収入	892
附属病院収入	34,333
雑収入	413
産学連携等収入及び寄附金収入	1,545
補助金等収入	1,303
長期借入金収入	1,134
目的積立金取崩	5,347
計	50,301
支 出	
業務費	43,714
教育研究経費	6,885
診療経費	35,257
一般管理費	1,572
財務費用	16
長期貸付金	38
施設整備費	4,884
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	691
長期借入金償還金	955
計	50,301

※ 表中における計数は、それぞれ切り捨てによっているので、合計とは一致しない場合がある。

収支計画

令和5年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金額
費用の部	44,750
經常費用	44,748
業務費	41,924
教育研究経費	2,108
診療経費	20,377
受託研究費等	1,064
役員人件費	89
教員人件費	7,060
職員人件費	11,224
一般管理経費	625
財務費用	16
雑損	—
減価償却費	2,180
臨時損失	2
収益の部	44,944
經常収益	43,424
運営費交付金収益	5,332
授業料収益	789
入学金収益	150
検定料収益	17
附属病院収益	34,333
受託研究等収益	1,207
寄附金収益	506
補助金等収益	575
長期繰延補助金等	133
財務収益	0
雑益	379
臨時利益	1,519
純利益	194
目的積立金取崩額	1,537
総利益	1,731

資金計画

令和5年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	50,591
業務活動による支出	44,712
投資活動による支出	4,924
財務活動による支出	955
資金収入	50,591
業務活動による収入	43,402
運営費交付金による収入	5,330
授業料及び入学金、検定料による収入	892
附属病院収入	34,333
受託研究等収入	1,039
寄附金収入	506
補助金等収入	597
その他の収入	707
投資活動による収入	707
財務活動による収入	1,134
目的積立金取崩による収入	5,347

※ 「業務活動による支出」並びに「その他の収入」の中には、預り科学研究費補助金 289 百万円を含んでいる。

(別表)

教育研究上の基本組織

令和5年度

学部、研究科、専攻科名	学部の学科、研究科の専攻等及び収容定員（人）
医学部	医学科 600人
保健看護学部	保健看護学科 320人
薬学部	薬学科 300人
医学研究科（修士課程）	医科学専攻 28人
（博士課程）	地域医療総合医学専攻 56人
	構造機能医学専攻 40人
	器官病態医学専攻 72人
保健看護学研究科	
（博士前期課程）	保健看護学専攻 24人
（博士後期課程）	保健看護学専攻 9人
助産学専攻科	10人